

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	2	3	14

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年10月1日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。	平成30年7月3日に、拡声器の稼働に必要な乾電池（1台当たり単三乾電池6本）を機材と一緒に配備した。 今後、乾電池等で稼働する機材の整備を行う場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。
	携帯用放射線測定器は段ボール箱に収納したまま搬出することが想定されているため、箱の外側に誰でも内容物が判別できるよう表示をしておくとともに、使用方法がわかる取扱説明書の類も一緒に収納しておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。	平成30年7月3日に、携帯用放射線測定器の箱の外側に内容物（GMサーベイメータ）の表示をするとともに、使用方法を記した操作説明書を機材と一緒に箱に収納し、保管した。 今後、測定器の追加整備等があった場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。
	放射能汚染物の廃棄用容器（ハザード・ディスプレイ）は使用にあたって複数のパーツを組み立てる必要があるため、災害時に誰でも速やかに使用できるよう、組立方法が分かる取扱説明書の類を一緒に備えておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。	平成30年7月3日に、放射能汚染物の廃棄用容器（ハザード・ディスプレイ）の組立後の状態が分かる資料を機材と一緒に配備した。 今後、組立ての必要がある機材等の整備を行う場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。